

日 銀 業 第 5 9 0 号
2021 年 11 月 15 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行
業 務 局

日本銀行に担保として差入済みの LIBOR 参照貸出にかかる今後の対応について

先般、「担保に関する細則」の一部改正等に関する件（2021年9月24日付日銀業第483号、以下「日銀業第483号」といいます。）において、日本銀行に担保として差入済みのLIBOR参照貸出（以下「LIBOR参照証貸」といいます。）が存在する場合には、担保差入の継続有無にかかわらず、2021年10月29日までに担保受入店に「担保差入済みのLIBOR参照証書貸付債権リスト」の提出をお願いする旨を通知しましたが、本件対応につきましてはご協力いただきありがとうございました。

今後、LIBOR参照証貸について、2021年12月22日以降も担保として差入継続を希望する場合には、2022年1月1日以降に適用する貸付金利（日銀業第483号により不適格とした金利を除きます。）を具体的に決定のうえで、契約当事者間の合意内容を記載した「担保証書貸付債権内容変更通知書」（「担保に関する細則」第14号書式）およびその合意の証跡（当該変更契約にかかる変更契約書等、契約当事者の意思を日本銀行が客観的に確認できるもの。）を、2021年11月30日までに担保受入店に提出していただく必要があります。対象となるLIBOR参照証貸を差入済みの担保差入金融機関等におかれましては、改めて上記通知（日銀業第483号）に記載の対応内容をご確認いただき、遺漏なきようご対応をお願いします。

なお、2022年1月1日以降の貸付金利が、日本円 LIBOR または米ドルの1週間物もしくは2か月物 LIBOR を参照する証書貸付債権については、2021年9月24日以降、担保差入を認めないこととしています。この点、債権証書上は LIBOR 以外の金利を参照する貸付金利が設定されていたとしても、債権証書に付属する「金利に関する特約書」等が別途締結されており、特約書等の中で LIBOR を参照することが定められている証書貸付債権は不適格となりますので、ご注意ください。

—— 従前と同様、新たに証書貸付債権の事前審査依頼を行う場合には、特約書等の締結の有無をご確認いただき、締結されている場合には、特約書等を含めた債権証書の本書を担保受入店にご提出頂きますよう、お願いします。

以 上

<本件に関する照会先>
日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
(03-3277-3073、03-3277-3790)